

(別添)

ワ接第 1457 号

令和 4 年 7 月 14 日

府内高齢者施設等施設長 様

大阪府健康医療部ワクチン接種推進課長  
大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課長  
大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課長  
大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

大阪府高齢者施設等接種促進サポートセンターによる接種券の代行手配に係る対象者拡充について

日頃より、新型コロナウイルス感染症に係る対応では多大なご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、令和 4 年 6 月 8 日付けワ接第 1335 号にて通知した新型コロナワクチン 4 回目接種に係る「大阪府高齢者施設等接種促進サポートセンターによる接種券の代行手配」は、これまで「60 歳以上の方」を対象としておりましたが、新たに「18 歳以上 60 歳未満の基礎疾患を有する方等」も対象とします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が急速に進む中、重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者への 4 回目接種は極めて重要です。迅速に 4 回目接種を進めるため、接種券の確保に時間を要する施設等におかれましては、下記の留意事項及び別紙 1 をご確認のうえ、本事業をご活用ください。

また、本府では新型コロナワクチンの巡回接種も実施しておりますので(別紙 2)、地域の医療機関等での 4 回目接種が困難な場合、あわせてご活用ください。

#### 【留意事項】

- ・ 本事業は大阪府が委託する民間事業者において事務処理を行います
- ・ 本事業の活用の際には、必ず入所者からの同意を得ていただくようお願いいたします。
- ・ 本事業の詳細など、大阪府の 4 回目接種支援策については、下記の府ホームページをご覧ください  
[https://www.pref.osaka.lg.jp/kansensho/vaccine/daikou\\_junnkai.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/kansensho/vaccine/daikou_junnkai.html)

#### 【大阪府高齢者施設等接種促進サポートセンターによる接種券の代行手配】

##### ① 内容

家族等から入所者の新型コロナワクチンの接種券が入手できない場合、接種券の手配を代行  
実施期間：令和 4 年 9 月 30 日（金）まで

##### ② 利用方法

対象者リストを作成のうえ、下記問い合わせ先までメールにより送付ください

##### ③ 問い合わせ先

大阪府高齢者施設等接種促進サポートセンター

メールアドレス：osc01@outlook.jp 電話：06-6203-7080

(電話受付は、午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日を除く）です。送信いただいたメールへの回答についても、電話受付時間中を基本とします。)

担 当：大阪府健康医療部ワクチン接種推進課  
市町村支援グループ 工藤・山崎

電 話：06-4397-3542

M a i l：vaccinesesshusuishin@sbox.pref.osaka.lg.jp

(参考)

「接種券の代行手配」及び「府巡回接種チーム」の対象施設

・以下に該当する施設の場合、本取組の対象となります。

<p>○介護保険施設</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・介護老人福祉施設</li><li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li><li>・介護老人保健施設</li><li>・介護医療院</li></ul>	<p>○生活保護法による保護施設</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・救護施設</li><li>・更生施設</li><li>・宿所提供施設</li></ul>
<p>○居住系介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特定施設入居者生活介護</li><li>・地域密着型特定施設入居者生活介護</li><li>・認知症対応型共同生活介護</li></ul>	<p>○障害者総合支援法による障害者支援施設等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・障害者支援施設</li><li>・共同生活援助事業所</li><li>・重度障害者等包括支援事業所 (共同生活援助を提供する場合に限る)</li><li>・福祉ホーム</li></ul>
<p>○老人福祉法による施設</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・養護老人ホーム</li><li>・軽費老人ホーム</li><li>・有料老人ホーム</li></ul>	<p>○その他の社会福祉法等による施設</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・社会福祉住居施設 (日常生活支援住居施設を含む)</li><li>・生活困窮者・ホームレス自立支援センター</li><li>・生活困窮者一時宿泊施設</li><li>・原子爆弾被爆者養護ホーム</li><li>・生活支援ハウス</li><li>・婦人保護施設</li><li>・矯正施設 (※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る)</li><li>・更生保護施設</li></ul>
<p>○高齢者住まい法による住宅</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・サービス付き高齢者向け住宅</li></ul>	

※前回の通知（令和4年6月8日付けワ接第1335号）から変更はありません。